三の三　認知症治療病棟入院料を算定する保険医療機関又は認知症疾患医療センターであること。

(1)　認知症治療病棟入院料を算定する保険医療機関又は認知症疾患医療センターであること。

(2)　当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

(3)　当該保険医療機関内に重度認知症患者に対するリハビリテーションを担当する専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が一名以上配置されていること。

(4)　当該患者について、リハビリテーション総合計画評価料に規定するリハビリテーション計画を月一回以上作成していること。

(5)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な専用施設を有していること。

(6)　重度認知症患者に対するリハビリテーションを行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

四　集団コミュニケーション療法料の施設基準等

(1)　集団コミュニケーション療法料の施設基準

イ　脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)若しくは脳血管疾患等リハビリテーション料(III)又は障害児（者）リハビリテーション料の届出を行っている施設であること。

ロ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が適切に配置されていること。

ニ　患者数は、言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ホ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ヘ　集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　集団コミュニケーション療法の対象患者

別表第十の二の三に掲げる患者

五　歯科口腔リハビリテーション料2の施設基準

(1)　歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有している病院との連携が確保されていること。

第十　精神科専門療法

一　精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準

(1)　当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。

(2)　患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。

(3)　当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。

一の二　認知療法・認知行動療法の施設基準

当該保険医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長等に届け出ていること。

一の三　精神科訪問看護・指導料に規定する長時間の訪問を要する者

(1)　十五歳未満の小児であって、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態又は超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注2に規定する準超重症の状態にあるもの

(2)　別表第八に掲げる者

(3)　医師が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めた者

一の四　治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準

(1)　当該保険医療機関に統合失調症の診断及び治療に関する十分な経験を有する常勤医師及び常勤の薬剤師が配置されていること。

(2)　薬剤による副作用が発現した場合に適切に対応するための体制が整備されていること。

二　医療保護入院等診療料の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に精神保健指定医が適切に配置されていること。

(2)　医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。

三　重度認知症患者デイ・ケア料の夜間ケア加算の施設基準

夜間において、必要な従事者が適切に配置されていること。

四　精神科重症患者早期集中支援管理料の施設基準等

(1)　精神科重症患者早期集中支援管理料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に常勤の精神保健指定医、保健師又は看護師、精神保健福祉士及び作業療法士が適切に配置されていること。

ロ　患者に対して計画的かつ継続的な医療を提供できる体制が確保されていること。

ハ　当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力している保険医療機関であること。

(2)　精神科重症患者早期集中支援管理料に規定する別に厚生労働大臣の定める患者

重度の精神障害を有する者

第十一　処置

一　処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

(1)　休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の処置に対応するための十分な体制が整備されていること。

(2)　急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

(3)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

二　エタノールの局所注入の施設基準

(1)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の二　人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める注射薬等

(1)　人工腎臓に規定する注射薬

別表第十の三に掲げる注射薬

(2)　人工腎臓の算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者